

184245

| (窓口での一部負担金の支払い) | |
|---|---|
| <p>Q1 通院の一部負担金の上限額が「初診料算定時1日500円」の患者の場合、一部負担金をどのように支払うことになるのか?</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者証に通院の一部負担金の上限額が「初診料算定時1日500円」と表示されている患者の場合、初診料算定時に限り、月に4日まで、1日500円を限度に一部負担金を支払っていただくこととなります。再診の場合は、一部負担金の支払いは必要ありません。 ・ 受給者証に通院の一部負担金の上限額が「1日1000円」と表示されている患者の場合、初診・再診に関わらず、月に2日まで、1日1000円を限度に一部負担金を支払っていただくこととなります。 ・ 月の1日目の受診では、初診・再診に関わらず、医療保険の自己負担額が1000円を超える場合は、1000円を支払っていただきますが、他方、自己負担額が1000円を超えない場合は、自己負担額(800円)であれば800円を支払っていただきます。月の2日目の受診も同様です。月の3日目の受診では、初診・再診に関わらず、一部負担金の支払いは必要ありません。次の月になると、受診が継続していても、その月の1日目の受診と2日目の受診では、一部負担金の支払いが必要になります。 |
| <p>Q2 通院の一部負担金の上限額が「1日1000円」の患者の場合、一部負担金をどのように支払うことになるのか?</p> | <p>■例 医療保険の自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月の1日目の受診： 1300円 → 1000円の支払い ・ 2日目の受診： 1500円 → 1000円の支払い ・ 3日目の受診： 800円 → 支払いなし ・ 次の月の1日目の受診： 800円 → 800円の支払い ・ 2日目の受診： 1300円 → 1000円の支払い ・ 3日目の受診： 1500円 → 支払いなし |
| <p>Q3 通院の一部負担金の上限額が「1日1000円」の場合、「同日再診」の患者は、一部負担金をどのように支払うことになるのか?</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通院の一部負担金の上限額は1日単位であり、「同日再診」の場合は、1回目と2回目の受診の一部負担金を合計して、一部負担金の上限額まで支払っていただくこととなります。 <p>■例 医療保険の自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同日の1回目の受診： 500円 → 500円の支払い ・ 2回目の受診： 800円 → 500円の支払い (1回目と2回目の合計で1000円の支払い) |
| <p>Q4 患者が月の途中で別の市町から広島市に引っ越し、継続して受診している場合、通院の一部負担金の「月2日まで」は、どのように数えるのか?</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通院の一部負担金の「月2日まで」は、広島市に転入した後の受診日で数えることとなります。 ・ 月の3日目の受診であったとしても、広島市への転入後の受診としては2日目である場合は(別の市町の住所で1日受診)、その日は、一部負担金の支払いが必要になります。 |

| | |
|---|--|
| <p>Q5 兄は通院の一部負担金の上限額が「1日1000円」で、弟は「初診料算定時1日500円」という世帯はありうるのか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通院の一部負担金の上限額が「1日1000円」の子どもと同じ世帯であっても、「第三子以降の子ども」は、上限額が「初診料算定時1日500円」となります。 |
| <p>Q6 通院の一部負担金の上限額が「初診料算定時1日500円」となる「第三子以降の子ども」は、どのように数えるのか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第三子以降の子ども」とは、中学3年生までの子どもを数えた場合に、3番目以降となる子どもです（高校生以上の子どもの場合はカウントしません）。 ・ 「第三子以降の子ども」かどうかは、広島市が判定し、受給者証に一部負担金の上限額を表示します。 |
| <p>(受給者証)</p> <p>Q7 患者が受給者証を医療機関に持ってこなかった場合、どのように対応すればよいのか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が受給者証を持ってこなかった場合は、医療機関で、通院の一部負担金の上限額が分からないので、医療保険の自己負担額(未就学児:2割負担、小・中学生:3割負担)を支払ってもらってください。 ・ 患者は、後日、お住まいの区の区役所 保健福祉課で、償還払いにより、子ども医療費補助を受けることが可能です。 ・ なお、受診日に受給者証の申請をしていなくても、後日申請して、要件を満たしている場合は、受診日に遡って医療費補助を受けることが可能です。 |
| <p>Q8 平成29年1月1日以降も、「乳幼児等医療費受給者証」を医療機関に持つてくる患者がいるのか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> （1.月の途中で、患者が受給者証を持ってきた場合、医療機関で対応可能であれば、一部負担金の上限額まで患者に払い戻しを行い、レセプトで医療費補助の請求を行っていただいても構いません。） ・ 平成28年12月31日までに乳幼児等医療費補助制度の対象となつていない者(未就学児、発達障害のある小学1・2年生)は、お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」の有効期間(平成29年の誕生日の月末又は3月31日)までは、「乳幼児等医療費受給者証」を使用することとなります(受給者証に有効期間が表示されています)。 ・ 受給者証の更新までは、現行の一部負担金の上限額のままとなります(受給者証に一部負担金の上限額が表示されています)。 |
| <p>(制度)</p> <p>Q9 患者が「制度改正の内容に意見がある」と言っている場合、どうすればよいのか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ こども医療費補助の制度に関する意見・質問については、広島市役所の健康福祉局 保険年金課が問合せ窓口となりますので、保険年金課をご案内ください。 ■健康福祉局 保険年金課 ☎:504-2158 mail:kodomoiryou@city.hiroshima.lg.jp ・ なお、手続きに関する問合せについては、各区役所の保健福祉課 児童福祉係が問合せ窓口となりますので、お住まいの区の保健福祉課をご案内ください。 ※ 問合せ先は、各医療機関に配布するポスター・チラシに記載しています。 |

| | |
|---|--|
| <p>Q10 今回よりも医療費補助の改正は、なぜ行うのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今回よりも医療費補助の改正は、より多くの子どもの健全な発育をさらに促進するため、対象年齢の大幅な拡大を行うものです。 その際、受益者負担の考え方により安定的かつ持続可能な制度運営を行うため、所得の低い世帯の受診抑制に配慮しつつ、一定の所得を有する世帯に所帯に応じた負担をお願いすることにより、全体として公平感が感じられるよう、一部負担金を見直します。 限りある財源の中で、より多くの子どもの負担を軽減し、子どもたちの健やかな成長を図るため、ご理解をお願いいたします。 今回の改正では、対象年齢を拡大するとともに、所得の低い世帯の受診抑制に配慮し、比較的所得の低い世帯の一部負担金の上限額は現行のままとした上で、比較的所得の高い世帯については、所得に応じて、通院の一部負担金の上限額を引き上げました。 平均的な所得を超える世帯に、平均的な医療費までは負担をお願いするものであり、負担可能な範囲にとどまると考えています。 |
| <p>Q11 通院の一部負担金の上限額が「1日1000円」や「1日1500円」になる者がいるが、受診抑制につながるのではないかな？</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成29年1月の施行後、子ども医療費補助制度について、どのように検討していくのか？ 平成29年1月の施行後には、医師会等と意見交換を行いながら、施行後の実態を調査した上で、他都市の状況、本市の子育て施策や財政状況等もみて、更なる制度の充実に向けて検討していきます。 |
| <p>Q12 平成29年1月の施行後、子ども医療費補助制度について、どのように検討していくのか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国においては、副作用の防止、残薬の解消など、患者にとって最適な薬物療法の提供、医療費の適正化等の観点から、医療機関の医師が患者に処方せんを渡し、薬局の薬剤師が処方せんに基づき調剤を行う「医薬分業」を推進しています。 子ども医療費補助の院内処方と院外処方の一部負担金の違いは、医薬分業の推進に資するもので、院外処方の移動や支払い手続き等の負担に概ね相当する程度であり、適切であると考えています。 |
| <p>Q13 院内処方と院外処方の医療機関で、一部負担金の違いがあるのは、おかしいのではないかな？</p> | <ul style="list-style-type: none"> 院内処方と院外処方の医療機関で、一部負担金の違いがあるのは、おかしいのではないかな？ |